

## 【水銀に関する水俣条約を踏まえた廃棄物処理法施行令等の一部改正について】

平成 27 年 11 月及び 12 月に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」並びに関連する告示の一部が改正、公布されました。内容については以下の通りです。なお、本改正は「水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日」又は「平成 28 年 4 月 1 日」のいずれか早い日から施行するものと、「平成 29 年 10 月 1 日」から施行するものがあります。

### 1. 改正の内容(水俣条約発効日又は平成 28 年 4 月 1 日のいずれか早い日から施行)

#### ①水銀に係る廃棄物の特別管理一般廃棄物への指定

##### (1)廃水銀

人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるものに限る。環境省令で定める廃水銀は、水銀又はその化合物が使用されている製品（以下「水銀使用製品」という。）が一般廃棄物となったものから回収したものとする。

##### (2) 廃水銀を処分するために処理したもの

環境省令で定める基準に適合しないものに限る。環境省令で定める基準は、環境大臣が定める方法（2-④-(2)参照）により処理したものであることとする。

#### ②水銀に係る廃棄物の特別管理産業廃棄物への指定

##### (1)廃水銀等

廃水銀及び廃水銀化合物であって、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるもの。環境省令で定める廃水銀等とは、特定の施設から排出された廃水銀又は廃水銀化合物及び水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀とする。

##### (2) 廃水銀等を処分するために処理したもの

環境省令で定める基準に適合しないものに限る。環境省令で定める基準は、水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さであることとする。

#### ③廃水銀及び廃水銀等の処理基準（収集運搬（積替え保管を含む。）の追加

(1) 廃水銀の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集又は運搬すること。

(2) 廃水銀を収納する容器は密閉できることその他環境省令で定める構造を有するものであること。

環境省令で定める構造は、収納しやすいこと、損傷しにくいこと及び密閉できることとする。

(3) 廃水銀の積替え又は保管を行う場合には、容器に入れて密封することその他飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置を講ずる。

## 2. 主な改正内容（平成 29 年 10 月 1 日から施行）

### ①水銀に係る廃棄物の一般廃棄物への指定

#### (1) 水銀処理物

廃水銀を処分するために処理したもののうち環境省令で定める基準に適合するものに限る。環境大臣が定める方法（2-④-(2)参照）により処理したものであることとする。

### ②水銀に係る廃棄物の産業廃棄物への指定

#### (1) 水銀使用製品産業廃棄物

水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったもの。

### ③水銀処理物の処理基準（処分又は再生及び埋立）の追加

(1) 水面埋立処分を行ってはならないこと。

(2) 水銀の溶出についての基準に適合しないものにあつては、遮断型埋立場場に埋め立てること。

(3) 水銀の溶出についての基準に適合するものにあつては、管理型埋立場場に埋め立てること。

### ④廃水銀及び廃水銀を処分するため処理したものの処理基準（処分又は再生及び埋立）の追加

#### (1) 埋立禁止

(2) 精製設備を用いて精製した上で、硫化設備を用いて十分な量の粉末状の硫黄と化学反応させるとともに、化学反応により生成する硫化水銀について、固形化設備を用いて十分な量の結合剤を加えることにより固形化すること。

### ⑤水銀使用製品産業廃棄物の処理基準（収集運搬（積替え保管を含む。））の追加

(1) 破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。

(2) 積替え又は保管を行う場合には、水銀使用製品産業廃棄物が他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

### ⑥水銀使用製品産業廃棄物の処理基準（処分又は再生及び埋立）の追加

(1) 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。

(2) 水銀使用産業廃棄物のうち、一定割合以上の水銀又はその化合物が含まれるものは、あらかじめ水銀を回収すること。

(3) 保管を行う場合には、水銀使用製品産業廃棄物が他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(4) 安定型埋立場場への埋立禁止

### ⑦廃水銀等の処理基準（処分又は再生及び埋立）の追加

(1) 廃水銀等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、硫化し、固形化すること。

(2) 廃水銀等を処分するために処理したものは、水面埋立処分を行ってはならないこと。

(3) 廃水銀等を処分するため処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないもの）は、遮断型埋立場場に埋め立てること。

(4) 廃水銀等を処分するため処理したもの（環境省令で定める基準に適合するもの）は、環境省令で定める必要な措置を講じ、管理型埋立場場に埋め立てること。

### ⑧産業廃棄物処理施設の追加

(1) 廃水銀等の硫化施設を、産業廃棄物処理施設に追加し、告示・縦覧を行うこととする。

### 3. (特別管理) 一般廃棄物の処理基準まとめ

種類	収集運搬 (積替え保管を含む。)	処分	
		処分又は再生	埋立
廃水銀 (特別管理一般廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器収納</li> <li>・容器の構造基準 (密閉可能等)</li> <li>・積替え時は、環境省令で定める必要な措置 (高温防止措置等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境大臣が定める方法で 硫化、固形化</li> </ul>	埋立禁止
廃水銀を処分するために処理したもの (特別管理一般廃棄物)	基準の追加無し		
水銀処理物 (一般廃棄物)	基準の追加無し	基準の追加無し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水面埋立禁止</li> <li>・環境省令で定める基準 適合：管理型※ 不適合：遮断型</li> </ul> ※環境省令で定める措置

※改正前の施行令第3条及び第4条の2で規定されていた処理基準も適用

### 4. (特別管理) 産業廃棄物の処理基準まとめ

種類	収集運搬 (積替え保管を含む。)	処分	
		処分又は再生	埋立
水銀使用製品産業廃棄物 (産業廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破碎禁止</li> <li>・他と区別して運搬</li> <li>・仕切りを設けて積替保管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気中への飛散防止措置</li> <li>・環境大臣が定める方法で 水銀回収 (一定割合以上水銀を含むもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定型への埋立禁止</li> </ul>
廃水銀等 (特別管理産業廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器に収納</li> <li>・容器の構造基準 (密閉可能等)</li> <li>・積替え時は、環境省令で定める必要な措置 (高温防止措置等)</li> </ul>	基準の追加無し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境大臣が定める方法で 硫化、固形化 (直接埋立禁止)</li> </ul>
廃水銀等を処分するために処理したもの (特別管理産業廃棄物)	基準の追加無し	基準の追加無し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水面埋立禁止</li> <li>・環境省令で定める基準 適合：管理型※ 不適合：遮断型</li> </ul> ※環境省令で定める措置

※改正前の施行令第6条及び第6の5規定されていた処理基準も適用

## 5. 具体的事例について

### ① 蛍光灯・体温計など水銀使用製品が廃棄物となったもの

特別管理産業廃棄物には該当しません。水銀使用製品廃棄物であるため、産業廃棄物（普通産廃）となる予定です。

### ② 蛍光管・体温計など水銀使用製品を処理する中間処理施設から排出されたもの

中間処理施設において金属水銀が回収又は精製され、当該金属水銀が廃棄物となる場合は、特別管理産業廃棄物となります。例えば焙焼施設、水銀精製施設、水銀抜き取り施設が該当します。

中間処理施設において水銀を含んだ汚泥（蛍光管の粉など）が回収される場合は、回収された汚泥は産業廃棄物（普通産廃・水銀含有ばいじん等）となります。

## 6. 注意事項

水俣条約発効日又は平成 28 年 4 月 1 日以降、特別管理産業廃棄物となる廃水銀等を取り扱う場合は、特別管理産業廃棄物処理業の許可が必要になります。事業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事又は政令市長に対し、特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可又は新規許可の申請をする必要があります。

水俣条約発効日又は平成 28 年 4 月 1 日以降、特別管理産業廃棄物となる廃水銀等を排出する事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する必要があります。また、金沢市内の事業者にあつては、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置した旨、金沢市に報告してください。

本改正に伴い、処理委託する品目に変更される事業者は、委託契約書を見直し、必要に応じて委託契約書を変更してください。

## 7. その他

改正内容の詳細については、環境省ホームページをご覧ください。ほか、金沢市環境局環境指導課までお問い合わせください。

### ○環境省ホームページ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布について（お知らせ）」

<http://www.env.go.jp/press/101851.html>

### ○金沢市環境局環境指導課 審査係

Tel : 076-220-2508

Mail : kanshi@city.kanazawa.lg.jp